

双葉駅東地区事業化検討支援業務公募型プロポーザル

実施要領

令和7年4月

双葉町

双葉駅東地区事業化検討支援業務公募型プロポーザル  
実施要領

1.プロポーザルの目的

本プロポーザルは、双葉町（以下「町」という。）が、双葉駅東地区事業化検討支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務に対する高い意欲と技術的能力等が優れた事業者を契約候補者として選定するため実施するものであり、本要領により必要な事項を定める。

2.業務の目的

本業務は、令和6年度に策定した「双葉駅東地区まちづくり基本構想」で設定した双葉駅東地区の戦略的重点エリアにおける整備内容を円滑にかつ迅速に実現させるため、事業化検討およびデザイン検討を行い、計画内容と事業化プロセスを具体化することを目的とする。

3.プロポーザルの概要

(1) 委託業務名称

双葉駅東地区事業化検討支援業務

(2) 業務内容

別紙3「双葉駅東地区事業化検討支援業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約上限額

29,964,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

※最終的な実施内容、契約金額については、町と調整した上で決定する。

(4) 契約期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

(5) 事務局の設置

本プロポーザルを実施するにあたり、町は13.に記載のとおり事務局を設置する。

(6) プロポーザル審査委員会の設置

本プロポーザルを審査するに当たり、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員の氏名及び人数は公表しない。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告（公募開始）	令和7年4月7日（月）
(2) 質問書提出期限	令和7年4月14日（月）
(3) 質問への回答期限	令和7年4月21日（月）
(4) 参加表明書等提出期限	令和7年5月2日（金）
(5) 参加辞退届提出期限	令和7年5月9日（金）
(6) 1次審査（書類審査）結果通知	令和7年5月16日（金）（予定）
(7) 2次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月22日（木）（予定）
(8) 契約候補者及び次点契約候補者の選定・ 非選定通知	令和7年5月28日（水）（予定）

#### 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 過去（令和4年度以降の3年間）に、市町村が発注した同種業務または類似業務を元請として受託し、令和7年3月までに履行した実績があること。
  - ・同種業務とは、「まちづくり基本構想」、「まちづくり基本計画」等の策定業務で住民を対象としたワークショップ等の合意形成支援および官民参加による策定会議等の運営支援が含まれている業務をいう。
  - ・類似業務とは、同種業務に該当しない「まちづくり基本構想」、「まちづくり基本計画」、「まちづくり」、「区画整理等の事業調査」、「地区計画」等の策定業務をいう。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 法人として登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画の認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申し立てがなされていないこと。
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 直近2年間、法人税、消費税、事業税、法人市町村民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- (10) 双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する

要綱に基づく基準等（昭和 62 年訓令第 2 号）により指名停止を受けている者でないこと。

- (11) 双葉町暴力団排除条例（平成 26 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が経営、運営に関係していないこと。

## 6. 質問と回答

### (1) 提出方法

公募型プロポーザルに関する質問書（様式第 2）により、13.に記載の事務局あてに電子メールで送付すること。件名は「【質問】双葉駅東地区事業化検討支援業務」とし、送信後は事務局へ確認の電話連絡を行うこと。なお、質問は、1 事業者 1 回限りとする。

### (2) 提出期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）正午まで

### (3) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 21 日（月）に双葉町公式ホームページで公表する。

※質問のあった事業者名の公表はしない。

## 7. 参加申し込み

### (1) 参加表明書等の提出

参加表明者は、公募型プロポーザル参加表明書及び関係書類を 13.に記載の事務局あてに持参又は簡易書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送すること。電送によるものは受け付けない。また、持参の場合は前日までに事務局へ電話し、持参日時の調整を行うこと。

提出書類は以下の通りとする。

- ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 - 1）
- ②参加表明者に関する能力及び経験（様式第 1 - 2）
- ③配置予定管理技術者の能力及び経験（様式第 1 - 3）
- ④参考見積書（任意様式）
- ⑤企画提案書（様式第 1 - 4）

### (2) 受付期間（提出期限）

#### ①期間

公告の日（令和 7 年 4 月 7 日（月））から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで

ただし、上記期間のうち行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日

## ②時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時の間は除く。

## (3) 提出方法及び提出部数

(1)の提出書類の提出方法、提出部数は以下の通りとする。

①の書類を1枚目とし、2枚目以降は②～④の書類を各項目の番号を記したインデックスをつけてファイリングしたものを2部提出する。ファイルの表紙及び背表紙には「双葉駅東地区事業化検討支援業務プロポーザル提出資料」とタイトルをつけること。

⑤の書類は、片面印刷で簡易製本したものを10部提出する。A3判を使用した場合はZ折りを行い、A4サイズにて製本すること。

## (4) 参加の辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年5月9日(金)までに書面(任意様式)により、事務局あてに電子メールで送付すること。件名は「【辞退】双葉駅東地区事業化検討支援業務」とし、送信後は13.に記載の事務局まで確認の電話連絡を行うこと。

## (5) その他

①受付期間までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。

②提出した書類等に不備があった場合、事務局から再提出を要請するが、再提出の書類も受付期間までに提出すること。

③提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。

## 8.参加表明書等の作成

### (1) 参加表明書

様式第1-1に従い作成すること。

### (2) 参加表明者に関する資格

様式第1-2に参加表明者に関する資格を記載すること。また、履歴事項全部証明書(提出日の3ヵ月以内に取得したものに限る。)、国税(法人税、消費税及び地方消費税)・都道府県民税(法人事業税、法人住民税、自動車税)・市町村民税(法人住民税、固定資産税)の納税証明書(直近2年分、写し可)、印鑑証明書(参加表明書提出日の3ヵ月以内に取得したものに限る。)並びに財務諸表の写し(直近2年分)を添付すること。

参加表明者の業務実績については5.(1)の実績を記載すること。記載した業務については、業務の履行を証する書類の写しを添付すること。詳細は下記(4)を参照すること。

### (3) 配置予定管理技術者の業務実績書

様式第1-3に保有資格、業務実績を記載すること。記載した保有資格、業務については、資格を証する書類の写し、業務の履行を証する書類及びその業務に携わったことを証する書類の写しを添付すること。詳細は下記(4)を参照すること。

(4) 業務の履行を証する書類の写し

上記(2)、(3)の実績として記載した業務について、記載した業務の業務名、発注者、履行期間及び従事期間、契約金額、業務内容の確認ができるもの(テクリス登録書、契約書、仕様書、体制図、発注者が発行した業務実績証明書(任意様式)等)の写しを提出すること。

(5) 参考見積書

- ①特記仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。
- ②各工程単位で費用、工数(人日)などを明記した積算内訳書を作成すること。
- ③費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

(6) 企画提案書

①企画提案書に記載する項目

様式1-4に特記仕様書に基づき、「双葉駅東地区まちづくり基本構想の実現に向けた、戦略的重点エリアの整備パターン、デザイン及び事業化検討における課題と、それに対する具体的な工夫と実施体制、実施工程を含めた取組方針について」に対する提案をA4判6枚又はA3判3枚以内(片面印刷)で作成すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、A4判、A3判を混在して作成することも可能とするが、A3判1枚はA4判2枚相当の枚数とする。

②留意事項

- ア 本業務の主たる部分以外の一部を再委託することができる。再委託する場合は実施体制に再委託予定業務を記載すること。主たる部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断等の業務を指す。
- イ 提出された書類は原則改変できないものとする。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可能とし、その方法については13.に記載の事務局の指示によるものとする。
- ウ 企画提案書の内容は、別紙1「双葉駅東地区事業化検討支援業務公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という)に照らし、極力簡潔なものとする。ただし、略語や専門用語には注釈をつけること。また、特記仕様書に記載がない事項で委託業務の遂行上必要であると思われる提案があれば記載してもよい。
- エ 企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容にすること。
- オ 企画提案書は住所、企業名等企画提案書提出者が特定できる名称などは記載しないこと。

## 9.本プロポーザルの審査・評価及び契約候補者等の選定

### (1) 一次審査（書類審査）

参加表明者が提出した書類による一次審査を行う。参加表明者の能力及び経験、配置予定管理技術者の能力及び経験、企画提案書の内容、参考見積額を評価基準に基づき評価し、審査委員会の評価点の合計が満点の6割以上となる者の中から上位5者が二次審査に進むものとする。

### (2) 失格事項等

下記に示す失格事項等に該当する場合は審査の対象外とし、評価は行わないものとする。

- ①提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ②提出後に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- ④提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤本要項等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑥同一の企画提案書提出者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑦選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### (3) 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、全ての参加表明者へ令和7年5月16日（金）（予定）にメールにて通知する。また、一次審査を通過した参加表明者（以下「二次進出者」という。）には、あわせて二次審査の開催通知を送付する。

### (4) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次進出者の企画提案書についてプレゼンテーション、ヒアリングによる二次審査を行う。審査委員会は評価基準により評価を行い、一次審査の評価点と合計して、最高評価点の者を契約候補者として決定する。

最高評価点の者が複数いる場合は、特定テーマの評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、特定テーマの合計点においても同点の場合は最も安価な参考見積額を提出した者を選定する。また、次点の者を次点契約候補者とする。次点契約候補者は、契約候補者と町の本業務の委託契約締結により非選定となる。

なお、最高評価点となる者の評価点が満点の6割未満の場合は契約候補者として選定しない。

#### ①開催日

令和7年5月22日（木）（予定）

#### ②場所

双葉町役場2階大会議室（予定）

#### ③二次進出者によるプレゼンテーション及びヒアリング

ア 1事業者あたり、配置予定管理技術者を含め3名以内の出席とする。なお、出

席者は二次進出者との雇用関係が確認できる資料（保険証の写し等）を持参し、プレゼンテーション前に 13.に記載の事務局に確認を受けること。

- イ 1 事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション及びヒアリングを合わせて 35 分程度（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分程度）を予定し、二次審査の開催通知の時間割により二次進出者ごとに実施する。
- ウ プロジェクターを使用しての説明を認める。詳細は二次審査の開催通知にて通知する。
- エ 事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付及び表示は認めない。
- オ プレゼンテーションは非公開とする。

#### (5) 二次審査結果（契約候補者の選定）の通知

審査結果は、令和 7 年 5 月 28 日（水）（予定）に契約候補者及び次点契約候補者に選定した者を双葉町公式ホームページ等で公表すると共に、全ての二次進出者に郵送にて書面で通知する。

### 10.非選定理由の説明要求

(1) 一次審査、二次審査において選定しなかった旨の通知を受けた者は、町に対して非選定理由について、次に従い書面（任意様式）により説明を求めることができる。

#### ①受付期間（提出期限）

##### ○期間

選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して 7 日間  
ただし、当該日数に休日を含まない。

##### ○時間

午前 9 時から午後 5 時まで  
ただし、正午から午後 1 時の間は除く。

#### ②提出場所

13.に記載の事務局あて。

#### ③提出方法

書面は 1 部を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 町は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 10 日（ただし、当該日数に休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 11. 契約に関する基本事項

#### (1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した契約候補者を相手方とし、交渉を行い、地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。ただし、契約候補者

と交渉が調わない場合は、次点契約候補者と交渉を行い、上記同様の規定により随意契約を行う。

①契約書及び特記仕様書の確定

契約書については別紙2「業務委託契約書（案）」に基づき契約を締結する。特記仕様書については選定した契約候補者と協議を行い、提案内容を基本に全ての内容を再確認し、追加で実施する事項などを明確化するとともに、必要により仕様の修正・追加を行ったうえで確定する。したがって、契約候補者の選定をもって、提案内容を承認するものではない。

②契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき確定した特記仕様書により、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ決定する。

③契約保証金

契約候補者は、双葉町財務規則（昭和61年規則第1号）に基づき、業務委託契約の締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、双葉町財務規則第98条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。契約候補者との交渉が調わず、次点契約候補者と契約を行う場合は、上記契約候補者を次点契約候補者へ読み替える。

(2) 支払い条件

別紙2「業務委託契約書（案）」による。

(3) 再委託

別紙2「業務委託契約書（案）」による。

## 12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用の全ては、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないが、審査に必要な場合、複製を作成する場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議は一切認めない。
- (5) 電子メール等の通信事故、書類等の郵送・配送中の事故（遅延を含む。）については、町はいかなる責任も負わない。
- (6) 本業務委託において受託者が談合その他不正行為にかかわった事実が発覚した場合、又は受託者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと町が判断した場合は、契約締結後であっても契約を解除する場合がある。

### 13. 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務局は、以下のとおりとする。

双葉町復興推進課

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

TEL：0240-33-0127 FAX：0240-33-0080

E-mail：fukko\*town.futaba.fukushima.jp（\*を@（アットマーク）に置き換え）